

琴平町農業委員会議事録 持参

琴平町農業委員会を平成30年8月20日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

| 出席委員 | | 欠席委員 | | | |
|------|-------|------|-------|---|-------|
| 3 | 宮崎 知純 | 10 | 大森 薫之 | 7 | 牛田 正夫 |
| 5 | 山田 悟 | 11 | 山本 重憲 | | |
| 1 | 都村 尚志 | 12 | 宮脇 久雄 | | |
| 2 | 久保 保 | | | | |
| 4 | 西島 好弘 | | | | |
| 6 | 神餘 哲夫 | | | | |
| 8 | 森本 初美 | | | | |
| 9 | 松浦 修 | | | | |

農業委員会事務局出席者 事務局長 友枝 一郎
書記 大西 洋二

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農地法第4条許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による
農用地利用集積計画の決定について

その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は8番の森本委員と、9番の松浦委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 議案第1号 農地法3条許可申請について 事務局より説明
をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。
お手元の議案書 議案の1ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地などについて読み上げて説明。

この案件は、譲渡人の守家さんが田の維持管理ができないということで、隣接農地の所有者である小野さんに売買するものでございます。下限面積については不足致しますが、農地法の施行令3条3項3号に該当すると判断致しました。申請書、営農計画書、登記事項証明書等が揃っており、また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 地元委員さんのご説明をお願い致します。

大森委員 事務局から説明のあったとおりでございます。農地の場所は、香川用水のトンネル出口の北側、観光センターの裏側になります。譲渡人の守家さんは、会社勤めで善通寺市にお住まいですし、近くにお住まいのお母さんも高齢で管理できないということでございます。下限面積には少し足りませんが、小野さんが隣接農地の所有者で、機械の進入路等を考えると現実的には小野さん以外は購入できません。また、小野さんは10a以上の耕作も行っています。特に問題ないかと思われまますので、どうぞ、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第2号 番号1 農地法第4条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1の農地法第4条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページ 番号1をご覧下さい。

番号1について、申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所については、光賢寺より県道原琴線を300m程北に行った交差点を東に行き水道線に出た所で満濃の幹線水路の南側です。農地の一部を分筆して転用を行うものです。

同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第4条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号 番号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

久保委員 事務局から説明のあったとおりでございます。農地の場所は、ピリヤードダックを東に行ったつきあたりです。その農地では、にんにくを栽培していましたが、あまりできが良くなく、また本人も高齢となり今後労働力が見込めないということで、将来を考えて転用を行うものでございます。隣接農地に対しても幅で3m、高さで1.8m程離しており日照的な配慮は行っており、同意を得られております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 議案第2号 番号1について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 番号1について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 番号1 農地法第4条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第2号 番号2 農地法第4条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号2の農地法第4条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページ 番号2をご覧下さい。

番号2について、申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所については、琴平警察から南に行き、南部消防の方に曲がったものの日本たばこの倉庫の南側になります。面積的に開発の申請が必要になります。東側は、住宅になっています。農振除外については、地区外となります。同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第4条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号 番号2について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

事務局 牛田委員さんの担当地区になりますが、先日欠席の連絡を頂いた時に、申請者及び関係者から話を伺ったところ東、北は住宅、西は県道で、南側には農地があり混在地となります。水利等の同意は得られていますし、特に問題はないとの事でした。ご審議のほどよろしく申し上げますとの事でした。

都村委員 県道からの進入路はないのですか。

事務局 県道が1mぐらい高いために、東側の町道が進入路となります。また、県道だと出入りが困難となると思います。

大森委員 いつ頃からの所有なのですか。

事務局 少なくとも先代からで、耕作もされていました。もと日本たばこの北側の住宅地をはさんだ住宅も当時は農業用倉庫があり、耕作されていたようです。

会長 議案第2号 番号2について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 番号2について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 番号2 農地法第4条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 番号2は原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明をお願いします。

事務局 差し替え分を机に準備してありますので、そちらをご覧ください。
差し替え内容は、番号3, 4についてですが8月3日に播本農園(株)が設立されましたので、今後経営が個人から法人にかわります。それで、変更をしたものです。代表者は、同じ播本さんになります。
農用地利用集積計画総括表 整理番号1から4について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
平成30年8月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 その他について何かありますか。

事務局 本年度、農振地の全体見直しがあります。直近で転用の予定があるもの、また編入があるものについては全体見直しで対応したいと思っておりますので、ご留意下さい。また、各農家については、意向調査を実施いたします。

会長

次回は、9月20日（木）午前9時00分琴平町役場3階大会議室にてお願いいたします。

会長

以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。